

New National Association of Crime Victims and Surviving Families

ニュース・レター

第2号 2023.3.22

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

新全国犯罪被害者の会 新あすの会

〒100-8698
日本郵便株式会社
銀座郵便局 JPタワー内分室
郵便私書箱2346号
TEL : 03-3201-2070

C O N T E N T S

新あすの会設立に参加して 渡邊保 ……………01	自由民主党司法制度調査会 PT 報告（要望書など） ……04
『会員の声』 安藤勝一 ……………02	講演の報告 ……………10
犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 総会 ……………03	運営の基本、会計など ……………12

新あすの会設立に参加して

新全国犯罪被害者の会 副代表幹事 渡 邊 保

2000年10月16日（月）当時22才の長女が何者かに殺害され、犯人は逮捕されず、誰が？何のために？うちの娘を、との疑問が常に頭にあり、私達家族は悲しみのどん底にいました。

3年後に犯人は逮捕されましたが、近所に住んでいた、娘の中学時代の同級生で、乱暴目的の犯行と言うことでした。

事件から2年が過ぎた頃、あすの会がシンポジウムを開くことを知り、家族3人で参加しました。

そこでは、あすの会が行ったヨーロッパ調査の報告と、犯罪被害者が裁判に参加することが出来る「訴訟参加制度の創設」と損害賠償請求が簡単に出来る「付帯私訴制度の導入」を求める署名活動することが決められました。

こんな素晴らしい会ならばと、家族3人で話し合い加入を決めました。

入会してからは、岡村先生を始め素晴らしい人たちとの交流が、心を和ませてくれたのと同時に、もっと被害者の実態を世間の人に知ってもらわなければと、声がかかれば講演活動にも力を入れるようになりました。

事件による心の病から妻が事故で亡くなった時も、あすの会の会員と活動が私を支えてくれました。

しかし、あすの会は、幹事・会員の高齢化とあす

の会としての役割を終えたと考えて2018年6月に惜しまれつつ解散しました。

あすの会が解散してからは、関東集会に集っていた会員の要望で、元あすの会会員を中心に、「にじの会」を結成して月1回の集まりは継続していました。

元あすの会会員同士と言うこともあり、気心の知れた楽しい時間を過ごしていました。

そんな中でも私は、このままだ集まって近況を話し合い、現状に対して不平・不満を言い合っているだけでは、何の解決にもならない、と考えていました。

あすの会の活動を通じて知り合った人たちと、具体的な行動を起こすことは出来ないだろうか、などと考えていました。

その活動の一つが「被害者が創る条例研究会」の活動です。

私は、あすの会の活動と「被害者が創る条例研究会」の活動を同時に行ってきました。

この会は、2014年1月に発足し、全国どこで被害に遭っても、等しく手厚い支援が受けられるように、全ての自治体に被害者支援に特化した条例を制定し、支援体制を整備することを目的に活動をし、特化条例を制定するときの参考にと「市町村における

犯罪被害者等基本条例案」や、自分の町に特化条例を作りたい、という人のための道しるべとなるべく「すべてのまちに被害者条例を」を発表しました。

両冊子とも改訂を重ねて、今は第5版を発行しており、各方面から高い評価をいただいています。

条例研究会が発足した当時、特化条例を制定していたのは、47都道府県中5県、20政令市中4市、その他の市町村では1割にも満たない状態であったと記憶していますが、2022年度末ではおそらく、45都道府県、12政令市、その他の市町村でも4割に届くのではないかと考えています。

犯罪被害者にとって最も身近な市町村が、支援制度を整備することは重要なことですが、自治体ごとの力量（人的・金銭的な）に差があり、全国一律と言うことには無理があると考えていました。

そんな時、「あすの会が解散して4年だが、犯罪被害者の経済補償制度は全く進んでいない。この問題に絞って活動したいが、どう思うか」、と岡村先生から連絡をいただき、是非やりましょう、と即答したことを覚えています。

国、都道府県、市町村が役割分担を明確にし（もちろん重なる部分もある）被害者支援に取り組むことが地域間格差の無い支援に繋がることだと考えま

す。

特に経済的な支援については、自治体に委ねるには無理があります。

損害賠償の判決がでて、凶悪事件ほど支払われるケースは少ない、と聞いていますが、国が立て替えてくれれば解決する問題です。

国は、今までは民・民の問題として放置をしてきましたが、国民にとってはとても重要な問題です。

新あすの会が創立大会で決議した7項目は、私たち犯罪被害者にとっては悲願です。

実現させたいと強く願っています。

現に私も、2011年2月に確定した損害賠償判決が10年間履行されず、2020年秋から弁護士にお願いして、費用をかけて時効中断の裁判を起こし、時効を10年延長する判決を勝ち取りましたが、国が立て替えて支払ってくれていれば不要なことでした。

この問題以外にも、犯罪被害者が忘れ去られていることは沢山ありますが、せめて人並みな生活が送れるように経済的な補償制度を充実させることが大切だと思います。

その実現のため、新あすの会は全力で走って行きます。

『会員の声』

先日、NHKの「クローズアップ現代」（2022.11.30放送）を拝見しました。岡村先生の犯罪被害者問題に取り組む姿勢は、我々犯罪被害者に希望と勇気を与えました。

私の家の事件は、今から31年前の平成3年に発生しました。当時短大1年生の最愛の娘の命を、不動産会社支店長の男に奪われました。茨城県の小貝川河川敷に遺棄されていたため、娘に面会できたのは事件後20日が過ぎておりました。変わり果てた姿に立ちすくみ、声も出ませんでした。この姿を他の人に見せることは、娘に申し訳なく、一生私の心の中に閉まっておくことに決めました。現実であるが親として受け入れられず、助けてやれなかったことを毎日仏壇の前で謝っています。

妻も精神的に不安定になり、人に会うことも拒否し、必要に応じて遠くまで車で買い物に出かるようになりました。精神疾患では行政、警察等に相談す

新あすの会会員 安藤 勝一

る事もできずに、途方に暮れました。体調が悪いときには、私が会社から休暇を取って付き添いながら、長いこと精神科へ通いました。

今回の新全国犯罪被害者の会（新あすの会）へも、旧あすの会同様に申し込みを致します。

私の家の事件でも、民事裁判は勝訴の判決が出ましたが、何の音沙汰もなく未回収です。不動産会社に対しても民事裁判を起しましたが、倒産しており、社長が個人的に支払うことで示談となりました。しかし、示談金300万円のうち2回で200万円の入金があって以降は音沙汰がありません。

是非、加害者が被害者に支払うべき賠償金を、国が立て替えて支払う制度の確立を望みます。また、被害者とその家族が、元の生活に戻るための生活費、医療費、精神的相談の支援、一切の費用を国が補償すべきです。

第3回 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 総会

2022年11月8日12:00より、標記の総会が開催され、新あすの会からも岡村代表幹事らが参加しました。

三谷英弘事務局長の進行で始まり、上川陽子会長のご挨拶の後、議事に入りました。

警察庁から「途切れのない犯罪被害者等支援の充実に向けて」として、1. 犯罪被害者等支援の全体像、2. 現状把握している課題（①支援における地域間格差、②各種支援をつなぐコーディネーターの必要性、③公費負担の更なる充実の必要性）2点の報告がありました。

参加された議員から次の趣旨の発言・質問がありました。

A議員：

被害者対策は全国一律で公平・公正で、安心して生活できるようにすべきであり、自治体任せではなく国費として支給すべきである。諸外国と比べて日本はどうなっているのか？（警察庁が、調査を実施すると回答した。）

B議員：

犯給金の親族間不支給は、DVなどが増えている社会情勢の変化に応じて変えるべきである。

C議員：

犯人が捕まっていないとか、不起訴のなった場合の対応も必要である。

地域間格差の是正は必要である、来年度の予算要求が可能か？（警察庁が予算要求すると回答した。）

D議員：

北欧では犯罪被害者に対応する専門の庁があり、あすの会が調査した海外の事例もあるので、それらを参考にすべきである。

岡村代表幹事も発言の機会をいただき、

犯給金を受け取っても、それを使うと（殺された）妻がいなくなってしまうと思い使えなかった。

犯給金を、苦しくなった事業のために使った親が「子は、親を助けるために死んだのではないか」と苦しみ、

子ども名義の預金口座を作って毎月返済している遺族がいる。

被害に遭って生活できなくなって苦しんでいる被害者もいます。

と、いろいろな被害者の現状を訴えました。

小泉進次郎副会長から、

前回の第2回（5月開催）でも議論された犯罪被害者の方の避難場所の借上げに関する経費、自宅が犯罪現場になった場合のハウスクリーニングの経費、犯罪被害者の方がカウンセリングを受ける費用について、来年度の予算として正式に要求されました。

これは小さな一歩ではありますが、少しずつでも進捗を犯罪被害者の方にお伝えすることで、辛い状況にある当事者の皆さんに政治と行政が動いていることを示していきたいと思っています。

一方で、諸外国と比較しても決して十分とは言えない、犯罪被害者の方への補償や経済的支援の抜本的強化に向けて、今後は自民党の正規ルートで議論を開始する段階に入った。

との旨の発言・報告がありました。

最後に、上川陽子会長より、

岡村代表幹事を始めとして、新あすの会の皆様にご参加していただき議論できたことにお礼の言葉があり、今後は自民党の司法制度調査会のプロジェクトでの議論を行う旨の発言がありました。

（文責：假谷）

自由民主党司法制度調査会

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP T

2022年12月21日12：00より、標記のプロジェクト会議（座長：上川陽子先生）が開催され、新あすの会からも岡村代表幹事らが参加し、下記の要望書を提出し、米田龍玄事務局長、樋口文歌弁護士から具体的な事例の報告とともに趣旨を説明しました。

令和4年12月21日

自由民主党司法制度調査会

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るP T

座長 上 川 陽 子 先生

要 望 書

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

代表幹事 岡 村 勲

被害者の権利を擁護する弁護士の立場から、経済的に苦しんでいる被害者の実情について、下記のとおり、御説明し、要望します。

記

1 損害賠償の回収の難しさ

犯罪被害者が被った損害は、現実には、加害者から支払われていません（2018年日弁連損害賠償回収実効性調査）。

費用と時間をかけて裁判をしても、ほとんどの加害者は十分なお金を持っていませんし、刑務所に入るので、お金を稼ぐこともできません。

費用と時間をかけても持ち出しになってしまうので、多くの場合、裁判すらしていません。困窮している人ほど、無駄な費用をかけられず諦めています。

平成19年改正で『損害賠償命令制度』が導入されました。民事裁判よりも、負担は少なくなりました。しかし、負担が軽くなっても、加害者から支払われないことには変わりはなく、利用数は伸び悩んでいます（司法統計令和3年度版によれば344件／年。他方被害者参加の許可件数は1534件／年。）。

また、裁判手続をしたとしても、財産をもっていないことや収入が限られていることを理由に、わずかな金額で和解することを強いられている例もあります。

国が損害賠償債権を買い取ってくれば、泣き寝入りを強いられている被害者が救われます。

2 被害者自ら手続をすることの負担

被害者自身が手続をしなければならないというのは、大きな負担です。

襲われた相手である加害者に賠償請求をすることで、恨みをかってしまうのではないかと、ストーカーやDV事件では、相手に居場所を知られるきっかけを与えてしまうのではないかと、賠償請求をするかどうかの悩みはつきません。

加害者が財産を隠し持っても、被害者がそれを調べ、みつけ出すには限界があります。また、一度裁判をしても、加害者から回収ができなければ10年ごとに時効の更新の手続をとる必要があり、被害者の負担はずっと続きます。

国が損害賠償債権を買い取り、国が被害者に代わって加害者から取り立ててくれるようになれば、こうした負担から解放されます。

3 損害賠償請求債権（債務名義）の取得すら難しい事案

加害者が自殺する例や（大阪梅田クリニック事件ほか多数）、犯人不明の未解決事件では、被害者は、損害賠償を請求する相手すらいません。また、心神喪失等で請求できない場合も、損害賠償を請求する相手はいません。このような事件の被害者は、損害の回復を求めるすべがありません。

国が、損害賠償請求債権を算定・査定し、買い取ってもらえれば、泣き寝入りを強いられている被害者が救われます。

4 治療費等の負担に苦しむ被害者に必要な現物給付

加害者にかかる治療費は、逮捕された後服役中や死刑囚である間、事件による負傷だけでなく、事件とは全く関係がない治療もすべて国が負担します。ところが、被害者は、事件に巻き込まれた直後から、病院での治療費や薬代に

悩まされています（病院から健康保険を利用できないと誤った案内をされて全額を支払ったり、何度も窓口での説明を強いられる例もあります）。例えば、労災保険では治療等の現物給付がされており、国から現物給付によって治療関係費のほか、介護、義手義足、自宅改造などを受けられれば、被害者の負担は大幅に軽減されます。

5 カウンセリングの必要性

重篤な被害者や遺族は、事件後も日々精神的に苛まされており、心理的なケアが必要です。事件直後の警察官によるカウンセリングには限界があり、カウンセリングも現物給付される制度設計が望まれます。

6 犯罪被害者カードの必要性

あわせて、こうした給付を受けるに当たり、何度も被害の内容などを繰り返し説明させられることは、被害者にとってかなりの負担です。話すこと、思い出すことすらつらい事件もあります。こうした負担を減らすため、犯罪被害者カードを発行し、カードを提示すれば支援が受けられるようにしていただきたいと存じます。

7 事件について相談できる機関

被害者は、被害にあったことについて自分を責め、後悔し、日々つらい思いを抱えて生活しています。しかし、事件のことを話せる身近な存在は、意外とありません。被害者が安心して、些細なことでも話して相談できるような、加害者にとっての保護司のような存在を創設していただきたいと存じます。

8 現行の犯罪被害者等給付制度の問題点

（１）損害に応じた支給がされていないこと

現在の制度は、死亡又は後遺障害の場合に、事件前の収入に応じた「給付基礎額」に、被扶養者の数に応じた「倍数」をかけあわせて算出されます。

このため、被害者・遺族が現実には被った損害が反映されず、民事裁判で認められる損害賠償請求債権の額との間に大きな差が生じ、大きな被害を被って苦しんでいる被害者・遺族にとっては、甚大な損害に対して、支給額が低額にとどまっています。

（２）支給される被害者は少ないこと

日本と諸外国の給付制度との間には大きな差があり、この要因のひとつには、日本の場合、支給される対象が限られていることが挙げられます。

遺族給付金や障害給付金は、死亡事案や、後遺症が残った場合しか出ません。休業損害などは支給されず、治療費についても、原則３日以上入院した場合にしか出ません（重傷病給付金）。昨今は、医療が進歩し、相当の怪我をしたときでも、１日～２日の入院ですんでしまうことがあり、この場合には、休業損害のみならず、治療費すら支給されません。

多くの犯罪被害者は、犯罪被害者等給付金を受け取れないのが実情です。

（３）加害者から受け取った金額が控除されること

加害者から、被害全額が支払われずとも、稀に、一部だけでも支払われる場合があります。しかし、その金額は、犯給金の支給額から差し引かれます。

被害金全額を受け取ったのであれば分かりますが、全体のうちわずかな部分の賠償を受け取った場合に、その余の不払い部分が多額に存在するのに、受領額分が差し引かれてしまい、犯罪被害者等給付金が支払われるのは限定的です。

（４）生活保護受給者にとっての問題

生活保護受給者が被害にあい給付金を受け取ると、受領した分だけ、その後の生活保護費が支給されません。被害にあったことに対して受け取ったはずなのに、生活保護受給者にとっては、給付金を申請しても意味がない制度になっています。そのために生活保護受給者が給金の申請を諦める例がかなりあります。

（５）親族間不支給の問題は依然として壁が厚いこと

平成30年改正で、親族間犯罪であっても「破綻していたと認められる事情がある場合」には、犯罪被害者等給付金が支給されることになりました。

ところが、今度は、「破綻」と認められるかどうかの問題になります。

犯罪被害給付制度事務処理要領（令和２年12月15日警察庁通達）に、「破綻」の例示がされているのですが、例えば、親子間の犯罪では、「子の暴力から逃れるため別居し、居所を知られないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合」「甥と叔父との間で、もともと交流がなく、人間関係が形成されていなかった場合」といった例が示され、これに当たらないような場合には、支給が認められません。

以上述べましたとおり、ただでさえ犯罪被害にあつて苦しんでいる犯罪被害者・遺族が、せめて経済的な面だけでも苦しまなくてすむような制度設計を要望します。

趣旨説明

経済的補償に関する実情と要望

新あすの会事務局長 米 田 龍 玄

代表岡村勲の事務所の弁護士で新あすの会の事務局長をしております米田龍玄と申します。新あすの会の活動をバックアップしている弁護士は、いずれも多数の被害事件を担当しておりますので、本日は、被害事件を担当している弁護士の立場から、経済的補償にかかわる、実情と要望をご説明申し上げます。

1番に言いたいのは、被害者は、加害者から損害賠償が支払われていない、という現実です。

脚注に引用しました日弁連の調査によりますと、殺人、強盗殺人、強制性交殺人、傷害致死といった、被害者が亡くなった事件で、判決や和解などで賠償すべきとなった金額の全額が支払われたのは、90件のうちたったの3件でした。実は、現場の弁護士の感覚からすれば、3件もあるのかと、むしろ多いという感覚すらあります。

本日都合がつかずに来られなかった弁護士が担当したケースは、被害者は39歳の理学療法士でしたが、飲食店でのトラブルから、2名がかりで暴行されて亡くなりました。被害者から生活費を受け取っていた高齢の両親はショックで生きる気力も失うほどでした。民事判決で9700万円余りの賠償が命じられましたが、差押え回収できたのは、わずか70万円だったとのことです。

被害者から相談をうけると、必ず損害賠償請求の検討をしますが、費用と時間をかけて手続をとっても、加害者はお金をもっていません。また、事件後は、刑務所に入るので、お金を稼ぐあてもありません。刑務所で受け取る報奨金を差し押さえることもできません。

費用や時間をかけただけ、持ち出しになるので、裁判手続すらしないのが実情です。生活に困って困窮している人ほど、無駄な出費はさけます。

※ 私自身、平成29年に神奈川県座間市のアパートで、9人の遺体が発見された事件を担当しました。女子高生が、強姦され、殺害された事件で、裁判をすれば、7千万円～8千万円の賠償が命じられますが、加害者は死刑になり、死刑囚からはとれないということで、裁判手続はしませんでした。加害者からは1円も支払われていません。後で述べますが、この件で、支払われた犯罪被害者等給付金は、最低額の320万円です。

平成19年の改正で、損害賠償命令制度が導入されました。民事と刑事はまったく別々だったのが、刑事事件に付随して、賠償請求ができるようになり、請求の手間、負担は少なくなりました。

しかし、負担が軽くなっても、加害者からとれないことには変わりはなく、持ち出しが、少なくなったというだけであり、利用数は伸び悩んでいます。先の座間の件でも、損害賠償命令制度の利用も諦めています。

また、このような状態ですので、たとえば、親族などがお金をかき集めて準備するので和解してほしいと言われると、本当の損害額に全然たりなくても、とれないよりはマシと考えて、わずかな金額に減らして和解せざるを得ないケースもあります。

4名の少年が、51歳の被害男性に強盗し、顔面をあしげにして、高次脳機能障害になった事案では、少年4名のうち3名から、毎月4万円、3万円、3万円の合計10万円を受け取るだけの和解をせざるを得なかったとのことです。

要望書の2番目は、損害賠償請求をすることで、加害者から逆恨みをされるのではないかと、DVやストーカー事件では、それをきっかけに居場所が知られたり、再加害につながるのではないかと悩み、請求を躊躇してしまうことです。

また、加害者が財産を隠してしまった場合、弁護士がついていても、調査には限界があります。裁判をしても、10年後ごとに、時効にかかって消えてしまわないように、手続きをとらなければならないという負担もあります。

要望書の3番目に書いたのは、加害者が、事件を起こして自殺したり、死亡したりするケースや、犯人が見つからない未解決事件では、被害者遺族は、損害賠償を請求する相手すらいらないということです。犯行時に心神喪失だった場合も同様です。

国が損害賠償債権を買い取ってくれば、回収の危険や請求の負担がなくなり、泣き寝入りを強いられている犯罪被害者遺族が救われます。

こうした制度は、北欧で実施されていますので、日本でも導入できるはずです。

以上は、本年3月の、新あすの会の創立大会の第1決議と第2決議で求めたものです。お手元のオレンジ

色のチラシに、新あすの会の決議を記載しておりますので、ご参照ください。

要望書に戻りまして、4番目に記載したのは、治療費等の負担です。

加害者は、逮捕された後、服役中や、例えば死刑囚になっても、事件とは関係のない病気も含めて、すべて国の費用で治療されます。

ところが、被害者は、事件による病院代や薬代も、自分で支払わないといけません。ひどい例では、病院で健康保険を使わせてもらえず、全額自費で払われる例もあります。

例えば、仕事上の事故で怪我をすると、労働災害となり、無料で病院にかかることができますが、犯罪被害者についても、費用の心配をすることなく、治療などの手当てを受けられる制度にしていきたいです。

また、要望書の5番、カウンセリングについて、重大事件の被害者や遺族は、トラウマやPTSDをかかえ、心理的ケアが不可欠です。

そして、6番目に、こうした支援を受けるにあたり、部署や担当者が代わる度に、思い出したくもない事件や被害のことを何度も説明しなくてはならないのは、非常に苦痛で負担です。犯罪被害者カードを作っただけ、それを示すだけで、支援が受けられるような仕組みにしていきたいというのが、要望です。

以上は、新あすの会の第3決議と第4決議で求めたものです。

要望書の7番は、事件について相談できる機関です。被害者は、日々つらい思いを抱えて生活しています。家族が殺された事件の苦しみなどは、そう、やすやすと他人に話すこともできず、じっと自身の心に抱え続けています。

※ 先に紹介した座間事件は、もう5年以上経ちますが、未だに、電話で話すと、そのたびに、ひとしきり事件の話をし、少し楽になったと言われます。

加害者は、保護観察中や仮釈放中に、保護司に話をしたり、相談したりすることができますが、被害者遺族も、事件のことを気兼ねなく話したり、相談できる存在を作っていただきたいと思います。

以上は、新あすの会の第5決議です。

最後に、現行の犯罪被害者等給付金の問題点について話します。

(1)は、損害に応じた支給がされていないことです。

給付金は、死亡した場合や、後遺障害を負ったときに、給付基礎額に倍数をかけあわせた金額が支払われますが、これは、当てはまる条件から画一的に計算され、裁判で認められるような現実に被った損害、入院中や退院後の自宅療養中も仕事を休んだ分は一切でませんし、慰謝料もでません。そのため、裁判で認められる損害額と比較すると、支給額はわずかです。そして、先に述べたとおり、加害者からは支払われませんので、被害者は、被害の大部分が泣き寝入りです。

(2)について、お手元に諸外国との比較表をお配りしました。日本の給付金は、国民ひとりあたりに引き直すと6円と、諸外国の支給額とは桁違いです。その要因のひとつに、支給の対象が限られていることが挙げられます。

一定の給付金が支給されるのは、死亡の場合と、後遺障害の場合です。それ以外の場合、治療によって、後遺症が残らなかった場合は、でません。

治療費だけは、3日以上入院をした場合には、実費がでます。しかし、最近は、手術をしても、3日より短い入院で済んだり、入院もなければ、治療費すらすべて自己負担です。後遺症が残らなければ、給付金は、まったくのゼロです。

(3)は、加害者からわずかなお金を受け取った場合も、損害の大半が未払いであるのに、受け取った金額全部が差し引かれてしまうということです。

それから(4)、生活保護受給者にとっては、受給しても、それを使い切るまで、生活保護がストップするという問題があります。

最後に、平成30年の改正によって、親族間の犯罪（夫が妻を、親が子を、子が親を殺害したような場合）の不支給について一部修正されましたが、関係が破綻している必要があります。逃げて住所を秘匿しているなど、警察庁の定める要綱にあげる破綻している例にあらず、不支給になるケースもあります。

また、申請段階で、駄目だと言われて諦めてしまっている例があります。

以上、犯罪被害者・遺族の苦しみ、負担を話すとキリがありませんが、せめて経済的な面でも苦しなくてすむ制度設計をしていただけるよう、切に望みます。

事例報告

被害者Aさん 犯罪被害に遭ったことによって生活保護を受けることに。

せっかく受け取れた犯罪被害者等給付金も収入認定されて自由に使うことができなかった。

弁護士 濱 口 文 歌

弁護士の濱口文歌です。私は犯罪被害者支援の仕事を10年近くしています。今日は私が取り扱った事件の中から被害に遭って経済的にとても苦しい状態になってしまった依頼者のお話をさせていただきます。依頼者ご本人には今日お話をすることについてご了承をお願いしたところ、「いいわよ」と快くお受けいただきました。

依頼者のAさんは事件発生当時67歳、スナックを経営していたいわゆるママさんでした。Aさんのお店は皆さんがテレビドラマでご覧になったり実際足を運んだりしている、誰もがスナックと聞いて普通に思い浮かべるようなお店でした（個人事業主。事件前年平成29年度所得187万5180円）。

Aさんは、平成30年4月1日、お客に飲食代金の支払いを求めました。そうしましたところ、加害者はAさんの胸の付近を両手でどんと突きました。Aさんはそのまま後ろに突き飛ばされて廊下にひっくり返りました。Aさんは、全治約97日間を要する大腿骨頸部骨折の傷害を負いました。後遺障害が残って自力で歩行することができなくなってしまいました。Aさんは車椅子で生活することになってしまったのです。仕事をすることもできなくなり、お店は閉めることになってしまいました。

加害者は逮捕起訴されて裁判になりました。判決は懲役2年6月執行猶予3年となりました。

加害者の弁護人からは示談の申し入れがありました。が、加害者には資力がありませんでしたし、Aさんもわずかばかりの金額ではとても示談に応じる気持ちにはなれませんでした。

そこでAさんは加害者に対して損害賠償命令の申し立てをしました。

加害者に資力がないことは分かっていたので、Aさんは最低限の金額だけ請求しました。Aさんが当初請求した金額は216万9101円で、その内訳は、治療費、休業損害、営業できなくなった店の賃料相当額、入通院慰謝料等です。

Aさんは後に支給を受けた高額療養費（自己負担限度額を超えた治療費）については請求を一部取り下げましたが、残額の全額172万5788円についてはAさんの請求が認容されました。

損害賠償命令の確定後、加害者は23万5000円のみを任意弁済してきました。しかし、それ以上の金額は払ってきませんでした。

Aさんは、事件後自力での歩行が困難となり車椅子での生活になってしまいました。元の仕事ができなくなり収入が途絶え、生活保護を受給することになりました。

私はAさんと相談して犯罪被害者等給付金の申請をしました。犯罪被害者等給付金を受給することができました（合計207万4695円。内訳重傷病給付金96万5000円、後遺障害給付金110万9695円）。重傷病給付金については満額認められましたが、給付金の金額を算定するに際し、加害者から任意に弁済を受けた金額（23万5000円）は控除されてしまいました。

しかもせっかく申請が認められた犯罪被害者等給付金は、生活保護を受ける前の収入と認定されてしまって、区役所に納めることになってしまいました。Aさんが全額自由に使うことはできませんでした。区役所の職員と相談の上でAさんの生活環境をよくするために認められた限度で使うようになっています。

私が今になって反省点として思うのは、犯罪被害者等給付金をもっと早く受給することができたのなら、Aさんの生活に必要な物を先に購入することができたのということです。その後生活保護を申請すればよかったと思います。しかし、Aさんは事件に遭ってすぐに働けなくなって生活に困ってしまったのでどうしても先に生活保護を申請する必要がありました。犯罪被害者等給付金をAさんの自由に使ってもらえなかったことが心残りです。

以 上

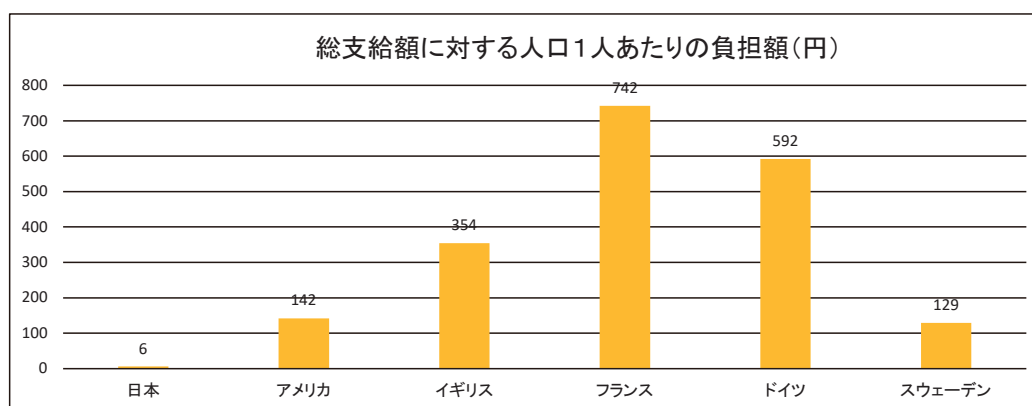
補償額に関する諸外国との比較

令和4年3月16日

白井孝一作成

以下は、各国がウェブサイトで公表している数字を基に、算出したものである。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
人口 (1百万人未満切り捨て)	1億26百万人 (2020年)	3億31百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	83百万人 (2020年)	1000万人 (2020年)
総支給額 (1千万円未満切り捨て)	8億2千万円 (2020年)	471億3千万円 (2019年) ※1ドル=115.56 円換算	237億5千万円 (2020年) ※1ポンド=154.91円換算	497億4千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	492億1千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	12億9000万 (2021年) ※1スウェーデン クローナ=12.29 円換算
日本の人口比に修正 した場合の総支給額	8億2千万円	178億 92百万円	446億 04百万円	934億 92百万円	745億 92百万円	162億 54百万円
1人あたりの負担額 (1円未満切り捨て)	6円	142円	354円	742円	592円	129円



講演の報告

副代表幹事 假 谷 実

2022年11月26日（土）は、秋田県・秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会の主催の令和4年度 犯罪被害者週間「県民のつどい」、2022年12月15日（木）は、掛川市安全安心まちづくり推進協議会・掛川市交通安全対策協議会・掛川市の主催の「安全安心まちづくり研修会」の講演を行いました。

掛川の講演は、岡村代表幹事も講演予定でしたが、体調不良のため動画メッセージでの対応として、假谷副代表幹事が講演を行いました。

資料として、下記の5枚のスライド（抜粋）などを使用して、①事件の発生から裁判などの時の流れにおける被害者の心情、②あすの会の活動の成果として2008年12月の制度の創設・改正、③今も残る課題などを説明しました。

会場からの質問もあり、参加者の皆さんの関心の高さを感じました。

令和4年度 犯罪被害者週間

「県民のつどい」プログラム

あなたやあなた大切な人を含め、誰もがある日突然被害に遭い、
犯罪被害者となる可能性があります。
身近に犯罪の被害に遭われた方がいたら、まずは自分から勇気を出して寄り添い、
皆で支え合える社会を作っていきましょう。

日時 令和4年 **11月26日(土)** 13:30～16:00

場所 秋田拠点センターアルヴェ 多目的ホール・きらめき広場

2階 多目的ホール

- あいさつ 13:30～13:45
- 来賓紹介 13:45～13:50
- 犯罪の被害を受けた方々への子どもの思い ... 13:50～14:20
「命の大切さ学習教室」に参加した児童・生徒による手紙の朗読
- 講 演 14:30～15:30
「被害者への支援と被害の回復に向けて」
オウム真理教関連事件被害者遺族 かりや みのる
全国犯罪被害者の会「新あすの会」副代表幹事 **假 谷 実 氏**
(プロフィール)
1995年2月、目黒公証役場事務長であった父假谷清志氏が、オウム真理教の信者により拉致・監禁および多量の麻酔薬の投与により殺害されました。
2000年1月に設立された当初から「あすの会」の役員として、被害者の権利の確立、被害の回復、凶悪犯罪に対する公訴時効の廃止などを求めて活動してきました。
2022年3月に再結成された全国犯罪被害者の会「新あすの会」の副代表幹事として現在に至ります。
- 秋田被害者支援センター理事長あいさつ 15:30～15:35

1階 きらめき広場

- 秋田県警察音楽隊によるミニコンサート 15:40～16:00
いのち
- 生命のメッセージ展等のパネル展示 11:00～16:00

主催 秋田県・秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会
共催 秋田県警察・(公社)秋田被害者支援センター・秋田県被害者支援連絡協議会
後援 秋田県教育委員会・秋田県市長会・秋田県町村会・(公社)秋田県防犯協会連合会・秋田県倫理法人会
秋田県少年保護育成委員連絡協議会・(公財)暴力団壊滅秋田県会議・(一社)秋田県交通安全協会・秋田弁護士会

掛川市

安全安心まちづくり研修会

と き 令和4年12月15日(木) 13:30～15:30
 ところ 掛川市文化会館シオーネ(大坂7373)

表彰

防犯功労者表彰及び交通安全活動者感謝状贈呈

講演

「犯罪被害者支援を知る」
 ～ある日、突然、犯罪被害に遭ったら～

おかむら いさお
 講師 岡村 勲 氏



岡村氏プロフィール

1997年10月、証券会社の代理人を務めていた岡村弁護士は、株取引で損をした犯人に逆恨みされ、ナイフを持って自宅に押しかけられ、岡村弁護士は不在だったが、在宅中の奥さんが刺殺されてしまいました。2000年1月「全国犯罪被害者の会（あすの会）」を設立。代表幹事に就任し、署名活動やヨーロッパ調査などを行い、数々の成果を収めました。2022年3月「新全国犯罪被害者の会（新あすの会）」を再設立し、代表幹事として現在に至ります。

■あすの会の成果

犯罪被害者等基本法の成立、犯罪被害者等基本計画の閣議決定、被害者参加制度・損害賠償命令制度・被害者参加人のための国選弁護制度の創設、参加被害者への旅費日当の支給、犯罪被害者等給付金の増額、凶悪犯罪に対する告訴時効の廃止・大幅延長、少年審判の傍聴、公的懸賞金制度の創設など。

かりや みのる
 講師 假谷 実 氏



假谷氏プロフィール

1995年2月、目黒公証役場事務長であった父假谷清志さんが、オウム真理教の信徒により拉致・監禁および多量の麻酔薬の投与により殺害されてしまいました。あすの会設立当初より、岡村勲氏とともに活動し、新あすの会では、副代表幹事を務めています。

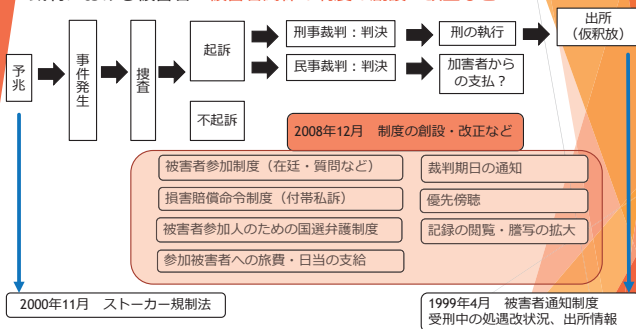
メッセージ発信

安全安心まちづくりを願う子どもたちがメッセージを発信します
 【出演】ちはまこども園年長

- ◆主 催 掛川市安全安心まちづくり推進協議会／掛川市交通安全対策協議会／掛川市
 ◆協 力 掛川警察署／静岡県交通安全協会掛川地区支部／掛川地区防犯協会
 掛川地区安全運転管理協会／掛川警察署地域安全協議会
 掛川市交通指導員会／掛川市交通安全ボランティアの会

問い合わせ 掛川市役所危機管理課市民安心係
 TEL : 0537-21-1131 E-mail : kotu-bosai@city.kakegawa.shizuoka.jp

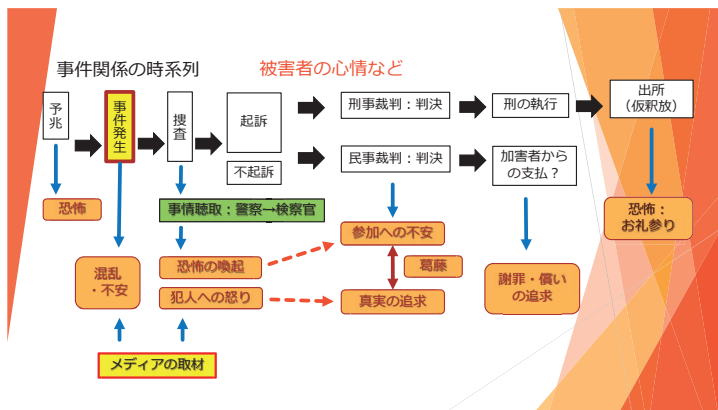
裁判における被害者 被害者関係の制度の創設・改正など



2000年1月に、被害者の権利と被害の回復を求めて、あすの会を立ち上げ、北海道から沖縄までの県庁所在地を中心にした署名活動、シンポジウムなどの広報活動、政府の審議会への参加などを行ってまいりました。

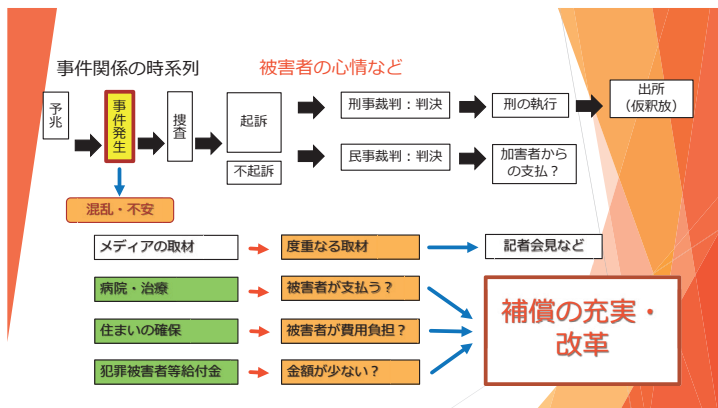
あすの会の活動の成果の一部として、2008年12月に創設・改正された制度の主なものを記載しています。

これらも、未だ十分なものではありませんが、ゼロからの大きな一歩と捉えています。



ここからは、私の経験と他の被害者の経験に基づいて、被害者の心情などの時間的な変化をお話します。
ただし、被害者それぞれ違いがあることに留意してください。

- ① 予兆があると、恐怖に襲われます。
- ② 事件発生：事件に巻き込まれると、突然のことなので、何をしたら良いのか？



次は、事件発生の直後の具体的な話です。

メディアの取材は、メディアの方々もお仕事でもあるので。。。今は配慮するようになっていきます。少し落ち着いた段階で、記者会見・囲み取材に応じるのが、良いかと。そのように被害者を支援してください。

という混乱と不安に襲われます。メディアが取材に押しかけます。(メディア・スクラム)このような状況での頼りは、警察。今は警察と支援センターです。

- ③ 捜査が始ると、事情聴取を受けます。時間的な拘束と恐怖の喚起（思い出す辛さ）がありますが、事実が分かってくるので、犯人への怒りも沸いてきます。
- ④ 不起訴となるとそれも辛い。
- ⑤ 捜査から裁判に向かうと、「真実の追求」と「参加への不安」の葛藤があります。真実を知る辛さもあります。
- ⑥ 民事裁判で判決が出ても、加害者が支払うことは殆どありません。加害者に取り立てに行けますか？10年で時効にもなります。
- ⑦ 死刑でなければ、出所します。暴行で訴えた被害者が、後に逆恨みされて殺害された事件もあります。出所情報を得ること、被害者の個人情報の保護は重要です。

問題は、次です。

- ① 事件でケガしたら、治療を受けることになります。交通事故の場合は、自賠責保険が適用されますが。。。犯罪被害では、治療費は一義的に治療を受けたものが払う。
- ② 自宅が事件現場になると。。。捜査中はもちろん、捜査後も直ぐには住めない。ホテル泊。血痕などの掃除。
- ③ 犯罪被害者給付金・・・見舞金的な趣旨で作られたもので、金額が低いです。あすの会の活動を通じて増額されましたが、未だ未だ低いです。

※バランスの取れない事例として、秋葉原通り魔事件があります。自動車で殺傷された人と、ナイフで殺傷された人では受け取る金額に差があります。自動車の場合は自賠責保険の対象となるから高いんです。

これらは未だ課題として残っており、補償の充実・改革が必要です。そのため、2022年3月に 新あすの会を立ち上げて取り組んでいます。

運営の基本

【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニューズ・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。お礼状をお出ししたいので、できればご連絡先をお知らせいただければ幸いです。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店（普）2524283
新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲